

IFRS 教育・研修の現状と課題

橋本 尚
青山学院大学

要 旨

会計教育研修機構の下に設置された IFRS 教育・研修委員会は、2015 年 10 月に「IFRS 教育・研修のあり方に関する課題と今後の方向性」と題する報告書を公表した。

わが国における IFRS の任意適用をいっそう拡大・促進していくためには、IFRS に対する関係者の理解を深め、IFRS の効率的な適用や一貫した適切な適用を確保する必要がある。それによって IFRS 適用の実績が積み上がり、適用が円滑に行われることで、さらなる適用企業の増加につながる。

広く関係者に IFRS を普及させるためには、IFRS 教育・研修の充実を通して IFRS に精通した人材を増やしていく必要がある。今後は、適用事例をもとにしたより実務に即した IFRS 教育・研修にも力を注ぐ必要があろう。また、わが国の存在感を世界に示すためには、IFRS を原文で理解し、海外子会社や海外の監査人等と英語で議論ができる人材を育成することも重要であり、そのための一助となるような教育・研修も求められる。

会計人材の育成・確保に資する IFRS 教育・研修は、質量両面での充実を図るべく、①会計人材の裾野の拡大、②IFRS に精通した会計人材の育成、および、③国際会計人材の育成の 3 つのレベルで推進していかなければならない。より実効性のある IFRS 教育・研修を実現し、IFRS の任意適用拡大を促進していくために、関連団体が相互に協力し叡智を結集して対応していくべきである。

I はじめに

国際財務報告基準（International Financial Reporting Standards : IFRS）をめぐっては、近年の日本会計研究学会の年次大会において、最終日に「IFRS セッション」が設けられ、IFRS

の最新動向について報告が行われてきた。また、国際会計研究学会⁽¹⁾の研究大会でも、近年、会員の問題意識を反映して、表 1 のような統一論題のテーマの下に会計をめぐり国際的な諸課題について議論が行われてきた。

表 1 近年の国際会計研究学会の研究大会における統一論題のテーマ

2011 年度	国際化における日本の会計—収益の変容
2012 年度	社会制度としての市場と会計
2013 年度	グローバル社会の会計研究
2014 年度	経済のグローバル化と会計基準の多様性
2015 年度	グローバル経済下における組織の持続可能性と財務報告の展開

2015 年 4 月に金融庁が公表した「IFRS 適用レポート」⁽²⁾において、「企業・監査法人の双方に、IFRS に精通した会計人材の裾野を広げていくこと」が課題の 1 つとされているが、2016 年 6 月に公表された「日本再興戦略 2016—第 4 次産業革命に向けて—」⁽³⁾においても、取組みを推進する 1 項目として「国際会計人材の育成」⁽⁴⁾があげられている。

わが国における IFRS の導入を強力に支援していくことを目的に、2014 年 3 月に会計教育研修機構の下に設置された IFRS 教育・研修委員会⁽⁵⁾は、2015 年 10 月に「IFRS 教育・研修のあり方に関する課題と今後の方向性」と題する報告書⁽⁶⁾を公表した。一方、2014 年 10 月には、企業会計審議会の中に会計部会が新設され、2015 年 11 月 19 日開催された第 3 回会計部会においては、国際会計人材の育成に関する議論が行われた。

本稿においては、IFRS 教育・研修委員会の報告書を手がかりに、わが国の IFRS 教育・研修の現状と課題を明らかにしていく。

II 広く関係者に IFRS の普及を促進するための教育・研修

1. 大学・大学院で IFRS を学ぶ機会を増やす必要性（報告書 7 頁） （現状および課題）

中長期的な視点に立って企業の IFRS の任意適用を促進していくためには、IFRS の適用を支える人材の教育・研修のあり方が重要となる。しかしながら、将来の会計人材を育成する大学や大学院の会計教育は、日本基準による個別財務諸表に主眼が置かれ、会計関連科目としては、簿記論、財務会計論、管理会計論などの科目が一般的であり、国際会計論や IFRS といった科目を設置している大学は決して多くはない。

そのような中で、会計専門職大学院においては、IFRS を、主要な柱をなす授業科目であるコア・カリキュラムの基幹 4 科目の 1 つと位置づけて整備を行っているものの、若いうちに IFRS を学ぶ機会や、IFRS を学習することの意味を理解する機会はまだまだ少ない。

IFRS は、今後、わが国会計教育・会計実務

において、ますます重要な位置を占めるようになるであろう。会計教育に関して取り組むべき喫緊の課題は、コア・カリキュラムとして示された IFRS 教育の共通的学习目標を達成するために必要な教材を開発することにある。とりわけ、原則主義の基準といわれる IFRS では、的確な判断力が求められる。また、IFRS 教育においては、概念フレームワークの理解を出発点とした教育方法が有効といわれている。

なお、大学や大学院で会計学を専攻する学生が減少傾向にあり、若い世代を中心に会計離れが進んでいるといわれているため、長期的にはこうした構造的な問題についても留意する必要がある。

(今後の方向性 2-1①) 大学等の会計科目における IFRS 取り扱いの増加

大学の会計関連科目に IFRS に関する項目を増やすか、少なくとも早い段階で企業会計をめぐる国際的状况について講義に含めることが考えられる。

(今後の方向性 2-1②) IFRS に関するリカレント教育の場としての会計専門職大学院の活用

会計専門職大学院の科目履修生の制度等を活用し、IFRS に関するリカレント教育の場を提供する。また、オープンカレッジや課外講座として IFRS 科目を設置することも考えられる。

2. 会計関連の資格等の取得を目指す者の IFRS 学習のインセンティブを高める必要性 (報告書 8 頁)

(現状および課題)

学生や社会人にとって IFRS を学ぶインセンティブの 1 つとなると考えられる資格試験等において、IFRS は現在、主に以下の試験において直接的間接的に出題範囲に含まれている。

- ① 日本証券アナリスト協会の証券アナリスト第 2 次試験
- ② 国際会計検定 (BATIC[®] (Bookkeeping and Accounting Test for International Communication) の Subject2
- ③ 公認会計士試験

このように、IFRS の出題範囲が限定されている会計関連の資格試験等も見受けられることから、会計関連の資格取得を目指す多くの学習者にとって IFRS の学習を行う十分なインセンティブが不足しているのが現状である。

(今後の方向性 2-2) 会計関連の資格試験等の IFRS に関する出題範囲の拡大など取扱い増加への取組み

IFRS に関しては、大学等における教育や各種資格試験、実務経験等のプロセスを通じて習得する機会を増やすことが必要であり、IFRS を学習するインセンティブを高めるために、資格試験の出題範囲に IFRS を取り入れることや、学習成果の測定について働きかけていくことも考えられる。

3. 公認会計士となる者の IFRS についての実務的な知識の習得を高める必要性 (報告書 8-9 頁)

(現状および課題)

公認会計士試験合格者は一定期間の実務経験 (業務補助等) および実務補習を修了する必要がある、実務補習においては IFRS についても一定の研修が行われている。

ただし、実務補習における IFRS 研修は基本的な内容を中心とした E-Learning によるものであり、実務に近い形での研修は不足しているものと考えられる。

(今後の方向性 2-3) 公認会計士試験合格者 (実務補習生) に対する IFRS 教育・研修の充実 実務補習での IFRS 研修の研修時間を増加さ

せ、IFRS の基礎となる考え方や個々の IFRS についての理解を深める研修の実施が考えられる。具体的には、現在は E-Learning による受動的な研修のみであるが、これに設例を扱ったディスカッション形式の研修や、会計上の判断力を養成するフレームワーク研修を加えることで、単に知識の習得だけではなく、実務で活用できるような教育・研修を進めていくことが考えられる。

4. IFRS の知識や情報を有するアナリストと機関投資家を増やす必要性（報告書 9 頁）

（現状および課題）

IFRS を任意適用している企業やその属する業種を担当している一部のアナリストは、IFRS に関する知識を有していると考えられる。一方、アナリストが当該業種を担当していない場合等では、直接的に IFRS の知識が必要とされていないことから、IFRS についての十分な情報や知識を有していないようである。

IFRS が普及するにつれて、IFRS の知識を有するアナリストや機関投資家が増加すると考えられる。ただし、今後 IFRS の任意適用企業の増加が予想される、またはすでに増加しつつある業種において、IFRS について十分な知識を有するアナリストや機関投資家が不足し、その内容や意義について企業と十分な対話ができているのではないかとの懸念もある。

（今後の方向性 2-4）IFRS が普及途上にある業種の担当アナリストへの研修等を通じた IFRS 情報の発信

まだ IFRS が普及していない業種を担当するアナリストや、アナリストの発信する情報の受け手となる機関投資家を主な対象者として想定して、IFRS 任意適用における各業種に特有の論点や、適用の潜在的な影響などを幅広く扱

う研修を提供する。その際には、IFRS に関するアナリストや機関投資家と企業の対話に役立つ情報の提供にも留意することが必要である。

5. 幅広い IFRS の関係者が IFRS の基礎知識を習得する機会を増やす必要性（報告書 10 頁）

（現状および課題）

IFRS の任意適用企業数はかなり増加してきてはいるものの、わが国において IFRS の基本的な知識を持った者はまだ限られている。

IFRS に関する正しい知識は、財務諸表を作成する経理担当者のみならず、企業の経営管理に携わる者、社外取締役や監査役などのコーポレート・ガバナンスを担う者等にも必要である。

（今後の方向性 2-5）幅広い層に対して IFRS の概要に関する研修等を通じた情報の発信

IFRS に関する知識は、IFRS を任意適用する企業の経理担当者だけでなく、企業経営者やコーポレート・ガバナンスを担う者など、より幅広い層に必要になっていくと考えられるため、IFRS の個別基準の個々の詳細な内容ではなく、IFRS の背景にある基本的な考え方や全体像について、基礎研修の機会を提供することが考えられる。

Ⅲ IFRS の任意適用を円滑に進めていくための教育・研修

1. IFRS の任意適用を検討している企業が IFRS を円滑に適用するために必要となる経験や知識を有した人材を増やす必要性（報告書 11 頁）

(現状および課題)

IFRS の任意適用を検討している企業が IFRS を円滑に適用するためには、IFRS の実務的な知識や経験を有した人材の参画が重要なポイントとなる。IFRS の実務的な知識や経験は、すでに任意適用済みの企業や適用を準備している企業の実務を通して得られるが、わが国では IFRS の適用企業がまだそれほど多くはないことから、IFRS の適用にあたって必要となる実務的な知識や経験を有する者が少ないのではないかと考えられる。

会計実務に関しては、IFRS 導入プロジェクトは、経理部門だけでなく、企業内のさまざまな部門からの関与を必要とする大規模なプロジェクトであり、経営トップの理解と支援を得て、しっかりとしたプロジェクトマネジメントを行うことが肝要である。業務プロセスの変更やシステム対応が必要になることも想定されるので、これらの調整・対応時間を十分に確保できるような余裕のあるスケジュールにしておく必要もある。業績評価も IFRS に基づいて行われることになるので、経営陣や IR 担当者の理解も得なければならない。プロジェクトの早いタイミングで、担当監査法人の関与を求めて、必要な助言を受け、見解のすり合わせを行っておくことは、プロジェクトを有効かつ効率的に進める鍵となる。

(今後の方向性 3-1) IFRS の実務に資する研修の幅広い実施

IFRS の経験は実務を通じて培っていく必要があり、研修も実務に近い事例に基づくものなどが有効と考えられる。IFRS の任意適用企業が増加しつつあるため、蓄積された事例に基づき研修を実施するなど、より多くの関係者に IFRS の実務的な知識や経験を習得する機会を提供することが考えられる。

2. IFRS に基づく財務諸表の監査を行うことのできる人材を IFRS の任意適用企業の増加に備えて拡充する必要性 (報告書 11-12 頁)**(現状および課題)**

わが国において IFRS の任意適用の拡大を促進するためには、増加する任意適用企業の IFRS に基づく財務諸表を監査するための十分な人材の確保も必要となる。しかし、一般に IFRS に基づく財務諸表の監査の経験は、IFRS 任意適用企業の監査実務を通じて得られるため、そのような経験を持った人材はまだ限られている。

わが国で IFRS の任意適用が認められた当初は、実務事例が少なかったため、IFRS に基づく財務諸表の監査を行う人材が不足傾向にあり、検討に時間がかかるなど作成者からみて非効率に映るケースがあった。現在は、IFRS に関する事例が蓄積され、監査人の経験も増えたために改善しつつあるが、IFRS の任意適用企業の増加に備えた、IFRS の監査を実施するために必要な知識を備えた人材の充実が引き続き必要である。

(今後の方向性 3-2) IFRS の監査を実施するために必要な知識等を備えた人材の育成

すでに IFRS 導入事例の増加に伴い改善しつつあるという意見があるものの、今後、IFRS の任意適用企業数のさらなる増加が見込まれることを考えると、特に、IFRS 適用企業の実例がまだ蓄積されていない監査事務所における IFRS 対応人材を増やすための施策を実施することが必要と考えられる。

現在、日本公認会計士協会では、会員に対して定期的な IFRS の個別基準に関する研修に加えて、IFRS の任意適用時の会計上の論点や基準間差異に関する研修を提供しているが、これに加えて、今後は会計上の論点を実務上どのよ

うに解決・運用していくかについて事例を紹介する研修など、IFRSを適用するにあたっての実務に資する研修を実施していくことが考えられる。ただし、個々の企業が置かれている状況や適用の時期等によって認められる会計処理が異なるため、事例で示された会計処理をそのまま適用するのではなく、基準の趣旨と取引の実態を理解し、状況に応じて適切な会計処理を適用することが必要であるとの理解を得られるよう留意する必要がある。

また、「今後の方向性 3-5」に記載されているとおり、判断がより多くの場面で求められるIFRSに基づく財務諸表の監査に対応するためには、講義形式で行われる研修に加えて、設例を中心としたディスカッション形式の研修を増加させていくことが有益である。

3. IFRSの任意適用を決定するにあたっての経営者等に対する情報提供の機会を増やす必要性（報告書12-13頁）

（現状および課題）

IFRSに関するこれまでの研修は、主に個別基準に関する内容を、財務諸表を作成する経理担当者、監査人および財務諸表利用者に対して提供してきた。そのため、経営者や財務責任者（以下、経営者等）などIFRSの任意適用の意思決定を行うと考えられる者への直接の働きかけとなる機会が少なかった。

（今後の方向性 3-3）経営者等にIFRSに関する適切な情報を適時に提供する機会の提供

経営者等は多忙であり、一般的な研修に参加することは難しいとも考えられるため、その点も踏まえて実施方法を検討する必要がある。例えば、業界の経営者が行っている会合等で、短時間で要点を簡潔にまとめてレクチャーを随時実施することなどが考えられる。

企業経営者向けの研修内容としては、IFRSが経営管理や企業行動に与える影響、例えばIFRSにより経営数値に関する組織の責任範囲がどのように変わったか、海外子会社を含むグループ管理方針へどのような影響があったのかなどにフォーカスをあてた教育・研修などが考えられる。

4. 企業がIFRSを任意適用するにあたって、適用実務に即した研修を増やす必要性（報告書13-14頁）

（現状および課題）

研修等では基準間の差異による業務への影響やコストを強調する傾向があり、差異の重要性や業務への影響等は、業種や企業の状況により異なることを伝えるような研修が行われていない感がある。

従来のIFRS教育・研修は、基準の内容を正確に理解することに重点が置かれてきたが、IFRSをいかに効率的に適用し、効果的に活用していくかという視点が少ないように思われる。

（今後の方向性 3-4）適用事例研修など適用実務に直結した研修の実施

IFRSの新規に公表された基準を含めた個別基準の内容や日本基準とIFRSの基準間の差異に関して解説する研修の継続に加えて、実際の任意適用事例に基づき、企業がIFRS任意適用を進めていく中でどのような点に留意したのか、基準間の差異にどのように対応したのか、どのような分野にコストや時間をかけたか等について情報を提供するような事例研修の実施が考えられる。

ただし、個々の企業が置かれている状況や任意適用の時期等によって認められる会計処理が異なるため、事例で示された会計処理をそのまま適用するのではなく、基準の趣旨と取引の

実態を理解し、状況に応じて適切な会計処理を適用することが必要であるとの理解を得られるよう留意する必要がある。

また、業績評価やグループ管理に与える影響等、IFRSの任意適用が企業に与える長期的な影響に関する事項や、実際に適用企業の経営者等がIFRSの適用を決断する際に考慮した点を紹介するような研修の実施も有益である。

5. 企業がIFRSを任意適用するにあたって、また、新たに公表される個別基準を適用したり、新しい取引にIFRSを適用するにあたって、会計処理に関する判断力を育成するための教育・研修を増やす必要性（報告書14-15頁）

（現状および課題）

IFRSの動向や、新たに公表されるIFRSに関する個々の会計基準に関する研修は、数多く行われている一方、実務での判断力を養成するような教育や研修を受ける機会は多くはない。

また、IFRSで具体的に言及されていない場合は会計処理を個別に判断する必要があり、作成者と監査人の間で意見の調整が必要となるため結果的に多くの時間を費やすケースがある。

（今後の方向性3-5①）会計基準の趣旨および背景に関する理解をより重視した研修の実施

IFRSは原則主義とも呼ばれてガイダンスが少ないことから、IFRS任意適用に際しては、財務諸表作成者が自ら判断して会計処理を適用していく必要がある。それには、会計基準の基礎をなす諸概念をまとめた概念フレームワークや個別基準の趣旨を正しく理解して会計処理に反映する必要があるため、会計基準の解説時に検討の経緯に関する説明や概念フレー

ムワークとの関係について解説を行う研修を設けることなどが考えられる。

（今後の方向性3-5②）設例を利用した概念フレームワーク研修の実施

実際のビジネスを適切に財務情報に反映させるためには、会計上の判断や見積りを正しく行う能力が必要と考えられる。それには、設例などを利用して、経済事象を財務諸表に正しく反映させる概念フレームワーク研修が有意義である。すでにIFRSの任意適用を決定しているが適用を開始していない企業や現在検討中の企業が円滑に適用を進めていくことができるようにするとともに、すでに適用している企業に対しても正しいIFRS適用を推進するために、設例を利用した概念フレームワークの理解を深めるための研修を実施することが考えられる。

6. 国際的な対応力の向上に資する教育・研修の必要性（報告書16-17頁）

（現状および課題）

IFRSは世界で100以上の法域で利用されている会計基準であり、その利用はさらに拡大している状況であることから、IFRSを任意適用する企業にとっても、IFRSに基づく財務諸表を監査する監査人にとっても、また、その財務諸表を利用する利用者にとっても、さまざまな場面でIFRSについて英語で議論する機会が増加してきている。

例えば、財務諸表を作成する企業にとっては、IFRSに関する会計処理等について海外子会社とIFRSの原文をもとに英語で議論を行う場面が増加し、また、監査人にとっても海外でのIFRSに関する監査事例等について海外の監査人と原文をもとに英語で議論を行う場面が増加してきている。

そのため、IFRSに関するコミュニケーションを英語で行い、IFRSを適切に理解し適用する能力は、今後ますます重要になる。しかしながら、現状は、こうした場において、英語でIFRSを議論していくことのできる人材はそれほど多くはない。

これは、日本人が英語を母国語としない中、IFRSは、公表後に日本語へ翻訳されるため、日本語のみで学習することが可能であり、原文で理解する機会が限られていることが1つの原因である。加えて、その知識をもとに考え議論を行う機会が限られていることも原因の1つとされている。

もちろん、英語でディスカッションを行うような研修だけでは、英語でIFRS業務に対応できる人材を育成するには十分とはいえず、海外とのやり取りの中で、実際に発言する機会を与えるなど教育・研修を越えた取組みも必要になる。

(今後の方向性 3-6) 国際的な対応力の向上に資する教育・研修の強化

IFRSについて海外の関係者と英語で議論することができる人材を育成し、国際的な対応力を向上させることは、一朝一夕に行えるものではなく、また、単に教育・研修のみで対応できるものではないが、教育・研修もその一助となるような場を提供していくことになると考えられる。

IFRS教育・研修の取組みとしては、IFRSを原文で理解するための教育・研修と、それを実際の議論で利用できる能力を身につけるための教育・研修が考えられる。

IFRSを英語で解説する研修は、国際会計基準審議会（International Accounting Standards Board : IASB）はじめ海外のウェブサイト等で数多く実施されているため、広くこうした機会を紹介し英語での研修の受講を

奨励することが考えられる。また、英語で日常業務を行っていない学習者のために、原文でIFRSを理解するための研修を日本語で実施することが考えられる。

原文で理解したIFRSを議論の場で使いこなすための教育・研修として、例えば、英語で作成された事例を利用して、会計上の判断に関する英語でのディスカッションを行い、その結果を英語でプレゼンテーションするなどの研修を実施することが考えられる。

このような取組みは、将来的にはIFRSに関する高品質な意見発信を行うことのできる人材の育成にも資するものであり、IFRSが高品質となることにより、わが国の任意適用企業のさらなる増加につながるものと考えられる。

なお、国際的な会計人材の育成に関連して、企業会計基準委員会は、2011年に会計人材開発タスクフォースを設置し、会計人材開発プログラムを開始している⁽⁷⁾。

IV むすび

IFRSの任意適用の拡大を促進していくためには、IFRSに対する関係者の理解を深め、IFRSの効率的な適用や一貫した適切な適用を確保する必要がある。それによってIFRS適用の実績が積み上がり、適用が円滑に行われることで、さらなる適用企業の増加につながる。

広く関係者にIFRSを普及させるためには、まず、IFRSに対する理解を浸透させ、IFRSの任意適用の増加を受け入れる土壌を作ることが重要となる。関係者には、企業で直接的に財務諸表を作成する経理担当者や任意適用企業の財務諸表を監査する監査人に加えて、IFRSに準拠して作成された財務データを利用して企業経営を行う経営者等、IFRSの利用者である証券アナリスト等、そういった関係者に

情報を伝える報道機関、将来の IFRS の任意適用を支える人材である学生等が含まれ、IFRS の教育・研修の充実を通して IFRS に通じた人材を増やしていく必要がある。

また、企業が IFRS の任意適用を円滑に進めていくためには、「Ⅲ IFRS の任意適用を円滑に進めていくための教育・研修」で取り上げたような、企業に対して直接的に働きかけるような教育・研修が必要となる。IFRS が日本企業に適用され始めた当初は、日本基準からの IFRS 適用の事例がなく IFRS の実務経験を持った人材が不足していたことから、まずは個別基準に関する正確な知識の習得に IFRS 教育・研修の重点が置かれていたものと考えられるが、今後は個別基準の習得を中心に据えた IFRS 教育・研修から、より実務に即した IFRS 教育・研修にも力を注ぐ必要がある。具体的には、適用事例をもとにした研修等のより実務に即した教育・研修の実施が必要となる。また、企業経営のグローバル化に伴い、IFRS をより適切に理解し適用していくためには、IFRS を原文で理解し、海外子会社や海外の監査人等と英語で議論ができる人材を育成することも重要であり、そのための一助となるような教育・研修も求められる（報告書 18 頁）。

このような会計人材の育成・確保に資する IFRS 教育・研修は、質量両面での充実を図るべく、①会計人材の裾野の拡大、②IFRS に精通した会計人材の育成、および、③国際会計人材の育成の 3 つのレベルで推進していかねばならない。また、IFRS 教育・研修委員会の報告書に「今後の方向性」として記載された内容を推進し、もってより実効性のある IFRS 教育・研修を実現し、IFRS の任意適用拡大を促進していくために、関連団体が相互に協力し叡智を結集して対応していくべきである。

注

- (1) 国際会計研究学会（Japanese Association for International Accounting Studies: JAIAS）は、1984 年 6 月 23 日に 72 名の設立会員によって設立された。同学会は、国際会計の研究を推進することを目的としている（会則第 2 条）。2016 年 5 月末現在で、正会員 527 名、院生会員 35 名、賛助会員 5 団体、名誉会員 13 名を擁している。
- (2) <http://www.fsa.go.jp/news/26/sonota/20150415-1/01.pdf>
- (3) http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/2016_hombun1.pdf および http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/2016_hombun2.pdf
- (4) 「関係機関等と連携して、IFRS に関して国際的な場で意見発信できる人材のプールを構築する。また、日本公認会計士協会を通じて、IFRS に基づく会計監査の実務を担える人材やその育成に係る監査法人の状況について把握し、監査法人に対して適切な取組を促す。」とされている。
- (5) IFRS 教育・研修委員会の委員には、企業会計基準委員会（ASBJ）、日本公認会計士協会（JICPA）、日本経済団体連合会、日本証券アナリスト協会（SAAJ）、東京証券取引所、会計大学院協会（JAGSPA）、主要上場企業の代表が名を連ねている（金融庁と IFRS 財団アジア・オセアニアオフィスもオブザーバーとして参加している）。
- (6) http://www.jfael.or.jp/about_jfael/report/report_ifrs20151015.pdf 本稿における同報告書からの引用については、該当頁を付記する。
- (7) http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kigyousiryu/kaikei/20151119/06.pdf

参考文献

- 会計教育研修機構・IFRS 教育研修委員会 [2015], 「IFRS 教育・研修のあり方に関する課題と今後の方向性」。
- 企業会計基準委員会 [2011], 「会計人材開発支援プログラムの構築にあたって」。
- 金融庁 [2015], 「IFRS 適用レポート」。
- 金融庁・企業会計審議会 [2009], 「我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書（中間報告）」。
- [2012], 「国際会計基準（IFRS）への対応のあり方についてのこれまでの議論（中間的論点整理）」。
- [2013], 「国際会計基準（IFRS）への対応のあり方に関する当面の方針」。

首相官邸 [2016], 「日本再興戦略 2016—第4次産業革命に向けて—」。
橋本 尚 [2011], 「IFRS 導入とわが国の対応」『国

際会計研究学会年報 2010 年度』47-59 頁。
——編著 [2015], 『利用者指向の国際財務報告』同文館出版。